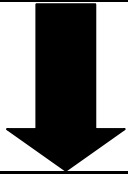


第13回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「前文」

条例案
私たちのまち日田市は、周囲を阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、これらの山系から流れ出る豊富な水に恵まれていることから「水郷ひた」と呼ばれています。また、古くから北部九州の各地を結ぶ交通の要衝として栄え、江戸時代には幕府直轄地・天領として西国筋郡代が置かれるなど、九州の政治・経済・文化の中心地として繁栄し、日本最大の私塾「咸宜園」を開いた廣瀬淡窓が生まれ育った歴史と伝統文化のあるまちです。
この自然、歴史、文化を子どもたちに引き継いでいくため、市民と市議会及び市がそれぞれの責務や役割を認識し、協力してまちづくりを進めなければなりません。
そのためには、自治の基本的な理念を確認し、共通の考え方や仕組みを定めることが大事です。
よって、ここに日田市の目指すまちづくりの原則及び市政運営の基本的な事項を明らかにし、「市民参加の開かれた市政」を実現するため日田市自治基本条例を制定します。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
「林業」・「廣瀬淡窓が多くの人材を育てた」というのを入れて欲しい。	表現を行政的な言葉ではなく、もう少し情緒が感じられる言葉使いでもよいのでは。			
廣瀬淡窓の「いろは歌」を試しに入れてみてもよいのでは。				
天瀬には源泉かけ流しの温泉があるので「温泉」を入れほしい。				
市民の立場の視点の記述を入れて欲しい。				
「暮らしやすい日田を目指す」・「自然と共生する日田を目指す」などの目的が必要ではないか。				
『小鹿田』についても盛り込んで欲しい。九州で初めて国の重要文化的景観に選ばれている。				



まとめ

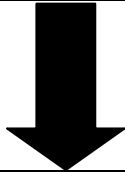
① 全体のバランスは最後に調整して議論する
② 意見を基に。叙情的に修正する。

第13回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「目的」

条例案
この条例は、日田市の自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市の責務等を明らかにするとともに、市民参画及び情報共有等の市政運営の基本的事項を定めることにより、市民を主体としたまちづくりの実現を図ることを目的とする。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明



まとめ

① 全部の項が終了してから議論する。

第13回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「定義」

条例案
この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 住民又は市内に通勤若しくは通学をする者をいう。 (2) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいう。 (3) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者をいう。 (4) まちづくり 住みよい地域社会を目指して行う公共的活動及び市政運営をいう。 (5) 市民参画 市の政策の立案、実施、評価及び改善の各過程において、市民が主体的に関わり、行動することをいう。 (6) 協働 まちづくりに関わる多様な主体が目標を共有し、それぞれの責任と役割分担に基づき、互いの自主性及び自立性を尊重し、連携し、協力し合うことをいう。 (7) 地域コミュニティ 自治会、子ども会、老人会その他地域住民で自主的に構成され当該地域に関わりながら活動する団体をいう。 (8) 事業者 市内において営利の事業活動を行う個人及び法人をいう。

条例案に対する意見	項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
「市民」には、事業者は入らない。事業者が入らないのおかしい。「市民」の中に、「事業活動を行う個人及び法人」など定義付けするべき。	住民投票は別に条例を定めるとなっている。大枠について自治基本条例に書き込む。	「公共的活動」が市民側の活動で、「市政運営」が行政側の活動。	住民の中に外国人を入れるか
「事業者」も「市政運営に関する情報を知る権利を有する」というような権利があってよいのではないか。	住民投票の権利の中に「事業者」を含めるのは無理ではなか。投票者名簿作成の段階で困難。自然人だけにすべきです。	「市政運営」の全般が含まれていることに違和感がある。解説文に、「市が主体で行う地域づくり」と書かれての条文化であれば問題ないが、「市政運営」という言葉を、まちづくりの定義として全部条文に入れるのは疑問。	住民投票をどのように考えるか
日田市に納税している「事業者」との考えで、「事業者」を住民に入れてはどうか。	「住民」の定義として住民登録をしている者にできないか。		自治基本条例に住民投票の大枠を書き込まなければならないのか。
別荘所有者も「市内に不動産を有する人」として含めていいのでは。	「市」を「市の執行機関」に限定して使うことは違和感がある。「市」との表現は、住民も地域も議会も全部含む。	市政運営の主体は市民となると行政は取り組みにくくなる。一部の市民だけが関わることはないように透明性を確保する仕掛けを作るべき。	自治基本条例に住民投票を入れなければ、定義付けしなくても問題はない。
「地域コミュニティ」の定義が「団体」となるのか。「活動する場」という意味合いが強いのでは。「団体」が活性化するより「地域」が活性化する意味合いなのでは。	「市」という定義は「日田市自治基本条例」では、「日田市は行政機関」と捉えられる。		「市民は誰である」、「住民は誰である」より、「市民」「市」「議会」の枠に当てはめ「市民」の中に「事業者」も含めるべきと考えたが、住民投票を考えると「事業者」を「市民」に含めることはできなくなるのか。
「日田市」といった場合は、「行政機関」を指す。この表現が自治のかたちを示していたる。これを変えるのが自治基本条例になる。	「まちづくり」について、もう少し広く書いた方がよいのでは。		市職員はどこに含まれるのか。
			市内全体に関わるNPOはどこに含まれるか。市域全体に関わるNPOが存在するので。

↓ まとめ

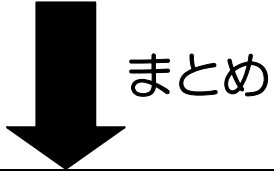
① 別荘に住んでいる人でも責務を果たす観点から、「市民」若しくは「住民」に含めなければならない。
② 別荘居住者を「市民」に含める。また、「住民」に含めるには議論が必要。
④ 外国人の定義の問題と事業者をどう定義するかについては、継続議論が必要。
⑤ 「市」に含まれる定義を今後も考える必要がある。

第1 3回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「自治の基本原則」

条例案
市、市議会及び市民は、次に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを進めるものとする。 (1) 自主性を尊重し、市民が主体のまちづくりを推進すること。 (2) 互いに市政運営に関する情報を共有すること。 (3) 市民参画の機会を保障すること。 (4) 市民の自主性及び自立性を尊重し、協働すること。 (5) 男女の本質的平等を尊重し、まちづくりを推進すること。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
1号から5号あるが、表現が重なっているのが好ましくない。	書き出しは奥州市の「基本理念を実現するため、本市の自治は、次に掲げる基本原則に即して行われなければならない」とした方がよい。案では、「まちづくりを推進する」と書き、各号で「まちづくりを推進する」と書くと重複する。	定義で「職員」を入れ「職員も市民である」とするのもよい。「市民」であれば日田市内に働きに来ていれば含まれる。	「男女の本質的平等」という表現はどこからか持ってきているのか。	
4については、「協働する」ことの定義が、自主性及び自立性を尊重となるので、同じこと言っている。	「市職員」であっても「市民」なので、市民」と「市役所に勤めています」と読み取れない。	職員も市民であることを書き込む場所がどこになるかの問題である。＜職員の責務＞の条文案に記述をしているが、定義付けしないとイケないであれば、修正してもよいのでは。	条文の書き出しとして、「市、市議会及び市民は」という表現が出てくるが、統一されていないので順番を合わせた方がいい。	条文ごとに変えている。自治基本条例を通して一番変わらなければならないのは、「市」なので、条文内容により「市」を先に書いたり後に書いたりしている。
	「市民」「住民」「職員」というのは重なり、全てを定義付けせず条文の中で読み取ればよいのでは。		基本原則については、「市民」が先になるのではないか。	



① 1号から5号の表現が、重なっているので見直す必要がある。
② まちづくりを推進するの部分が重複している部分があるので見直しが必要。
④

第13回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「市民の権利」

条例案
①市民は、まちづくりに関して意見を表明し、参画する権利を有する。
②市民は、市政運営に関する情報を知る権利を有する。

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
冒頭に法的権利があることを明記した方がよいのでは。	「行政と市民との役割分担を線引きし直すようなものについての提案権」が入ってもいいかと。			
日本国憲法及び法令に定める権利は有しているということを表した中で、自治基本条例で権利を保障するとした方がよい。				



まとめ

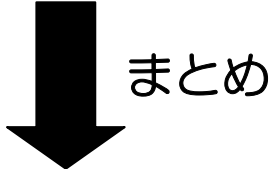
① 法的権利を明記する内容に検討。
② 行政と市民との役割分担を明記し、その一つの案として提案権などを検討。

第13回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「市民の責務」

条例案
①市民は、まちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持つとともに、市民参画に努めるものとする。 ②市民は、まちづくりに参画するにあたっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 ③市民は、次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めるものとする。 ④市民は、地域における課題等について、市民同士での話し合いを通じ、課題解決に向かうよう努めるものとする。 ⑤市民は、第〇条に規定する職員の責務について、可能な範囲内においてその履行状況の確認を行い、自ら評価をするよう努めるものとする。

条例案に対する意見	項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
「配慮」という言葉ではなくて、他に何かふさわしい言葉がないか。「配慮」だと第三者的な言葉使いに感じる。	⑤で、言うだけで終わるならこのままでいいが、解説やその他の仕組みで示さないと身の無いものになる。	市民の「責務」ではなく、「義務」では駄目か。また、「義務」という言葉が合わないであれば、「責務」よりも「役割」では駄目なのか。	「義務」という言葉は、「国家」と「市民」のように、国家が上にきて市民が客体で義務を課すということになる。「市民が主体である」ことから、「自分に責任があるから義務を果たす」ように主体性を示し責務と言う言葉を使うべき。多くの自治体の条例を見て「義務」としている例と「役割」としている例がどの程度あるか調べて欲しい。
職員への仕掛けは凄く難しいものになる。市民からの評価となる尺度等決めないといけない。制度を作り条例に書き込むなど議論が必要。	⑤は「市職員でも頑張っている人はいるわけだから、市民は文句ばかり言わず良い職員は褒めてあげなさい」が始まり。今の条文案では、ニュアンスが伝わらない。		
これはあくまで「市民の責務」なので、行政側が仕掛けを作る必要はない。市民の心構えという意味合いでよい。	①で、市民は忙しいので市民参画をしようとしても難しい部分がある。このように強調すると市民への押し付けになる。	職員を評価する条文の中に「可能な範囲において」と書かれているが、ここだけ消極的な姿勢が感じられる。	事務局としては、条文化しにいい。しかし議論に出てきたことは条文化する話なので、条文として見える形にしている。ただ、文言や条文化すべきかを含めて議論してもらいたい。



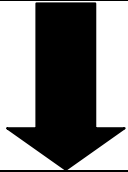
① 「市民は文句ばかりでなく、良い職員は褒める」の部分は最後に入れ込むかどうかを決めが、ニュアンスが出るように修正をする。
② ①の条例案については、行政が市民を使う流れになるので、表現の修正を検討する。

第14回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「事業者の責務」

条例案
事業者は、地域社会を構成する一員としてまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
株式会社から個人事業者までいろいろあるので、全て同じの考えならこの表現で条文化したほうがよい。	権利と責務の書き方としてはよい。		三鷹市の「事業者等」の「等」は何が入っているのでしょうか。	市内において、営利又は非営利の活動、公共的活動その他の活動を営む団体の定義にしている。
「事業者」と「事業者等」で使い分けてみてはどうか。				



まとめ

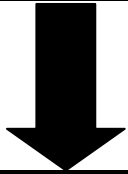
① 三鷹市を参考にしてもう少し膨らませる内容で修正をする。

第14回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「市議会」

条例案 ①市議会は、市の意思決定機関として、市政を監視し、適切な市政運営を確保するものとする。 ②市議会は、多様な方法で市民の意思を把握するよう努め、政策の積極的な立案及び提言をするものとする。 ③市議会は、議会活動に関する情報を市民にわかりやすく説明し、市民に関かれた議会運営に努めるものとする。
--

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
自治基本条例として触れる場合には、条文案くらいの内容でよいのでは。	意思決定機関という表現より、議決機関ではだめか。	議会基本条例との整合性を取る必要がある	「市議会は、多様な方法で市民の意思を把握するよう努める」とあるが、多様な方法とは。	市議会が主催する「議会報告会」など。
「市政を監視し」とあるが、「市政」という言葉は「行政が行うこと」という意味に限定されている印象を受ける。	「市政」は、行政、議会の動きが対象になる。「意思決定機関」と「市政」の言葉について検討が必要。		意思決定機関について、議会が予算などを議決しなければ実施できない。意思決定機関であるという前提はそのまま、条文としての表現を修正することによりか。	市民が読んでわかるような条文の表現、付託された機関、代表機関などの表現がよいと思う。



まとめ

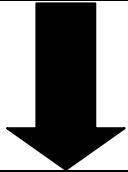
① 「意思決定機関」と「市政」の言葉について検討し修正。

第14回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「市議会議員の責務」

条例案
市議会議員は、市民との意見交換に努め、市民全体の利益を優先して行動し、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
地域の利益を優先せず、市全体のことを考え、それを踏まえているので問題ない内容。	「一市民としての自覚」を追加するのはどうか。			



まとめ

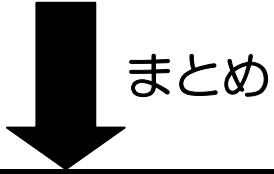
① 「一市民としての自覚」の内容を条文案に追加し、見直しをする。

第14回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「地域コミュニティの役割」

条例案				
①地域コミュニティは、様々な活動を通じて地域における課題を解決し、地域社会の発展に努めるものとする。				
②地域コミュニティの代表者は、まちづくりを推進するため、地域住民の意思を尊重し、意見を取りまとめ、地域社会の発展に努めるものとする。				
③地域コミュニティは、地域住民の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めるものとする。				
④地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする。				

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
①と②のそれぞれに、「地域社会の発展に努めるものとする」と重複しています。	＜市民の責務＞と＜地域コミュニティの役割＞で「地域課題の解決」がある。重複しているので、違うものだとすることを、はっきりさせるべき。	＜地域コミュニティの役割＞と＜地域コミュニティへの加入＞の項目に分けているが、市民、コミュニティ、市の3つの視点からまとめて一つにした方がよいのでは。	「地域コミュニティ」という言葉を市民が聞いた場合に、それが何なのかよくわからない人が多いのでは。	言葉自体はよく使われるが、何を指すのかまで理解している人は少ない。「団体」として使う場合や「場」として使うこともあるので、きちんとした定義が必要。
「市民がコミュニティとどう係わるか」、「コミュニティ自体がどうなのか」、「市がコミュニティとどう係わるか」という3つの視点で条文を書くべき。	少なくとも「市が支援する」という文言は必要。			
「活動内容や運営状況を明らかにする」とある、主語が「地域コミュニティ」ではなく、「地域コミュニティの代表者」になる。	「代表者」に関する責務は必要だと思います。			
地域コミュニティが主語の場合は、私人間の関係なので、「努める」という表現しかできないが、市が主語の場合には、「するものとする」という表現で、「努める」より強い表現ではどうか。	「地域コミュニティ」というよりも「自治会」というように、はっきり表現した方がわかりやすいと思います。			
地域には「自治会」以外にもいろいろな団体があるので、「自治会」に限定しない方がいい。				



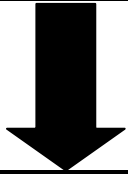
① 「地域コミュニティは」という主語ではなくて、「自治会は」とか「自治会の代表者は」と言葉を置き換えた方が正確になる。
② 「地域コミュニティ」と「自治会等」を違う概念で使い分ける可能性を事務局は検討する。
③ 主語について「市」の場合には、自治会等を支援すると同時に在り方を適正化するために、「するものとする」というように表現にする。

第14回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「地域コミュニティへの加入」

条例案
市民は、地域における課題解決及び地域社会の発展のため、自主的な意思により地域コミュニティに加入し、その活動に努めるものとする。

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
薩摩川内市の条文で、「相互扶助の精神に基づく」とある。このような表現を入れるのもよい。	「自主的な意思により」という言葉が入っているが、反対解釈されて、「自主的な意思で加入しない」となる恐れがある。			
加入をもっと強く訴えかけるような条文案がよい。				



まとめ

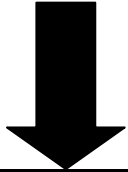
① 「課題解決及び地域社会の発展のため」という文言を、「相互扶助の精神に基づいて」と置き換えることを検討
② 「自主的な意思」という文言は外すことで検討
③ 「相互扶助の精神」ということだけでなく、さらに加入を訴えかけるような文言も入れることを検討

第14回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「地区自治協議会」

条例案
①市は、市民自らが地域における課題等の解決策を話し合い、責任を持って解決していくための組織として、各小学校区単位等にある様々な分野の団体から構成される地区自治協議会に関する制度を整備するものとする。
②市民は、各地域の必要性に応じて地区自治協議会を設立することができる。
③地区自治協議会は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、自治会等と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。

条例案に対する意見		項目に対する意見	疑問点	疑問点の説明
		各地区にある振興協議会との関係はどうか。それが機能すれば制度を作らなくても済む。	振興協議会とは。	中学校区単位あり、様々な団体から構成され活動をしている。主に市への要望とりまとめが中心。
		補助金を一本化し、団体に配分しながら地域を作っていくかを議論していくもの。運営は担当職員ということで支援しますが、基本的には住民で運営していく組織になる。住民の負担があるので、必要性がなければ作る必要はない。	コミュニティの項の解説にどのように入れるのか。 また、名古屋市の地域委員会のようなものも入れてほしい。	「地区協議会制度導入については意見が分かれたため、項目としては挙げませんでしたが、全国的には動きがあります。これについては、日田市としても今後の課題として考えてみる価値はあると思います。なお、地区協議会とは別に、地域委員会のように、既存の仕組みとは別箇に市民同士が議論して地域のあり方を決めるような仕組みについても今後検討していきたいと思います。」の程度になる。
		コミュニティの項の解説に、「今後は地区協議会制度を考えていく必要も出てくる」ということを入れ、足掛かりになる程度と思う。		



まとめ

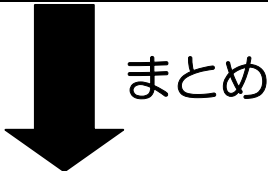
① 現時点ではこの体制を整備する必要があるため、この条例は定めない。しかし、コミュニティの項の解説に、「今後は地区協議会制度を考えていく必要も出てくる」ということを入れ、足掛かりになるように謳う。

第15回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「小規模集落等対策」

条例案
①市は、自治会等の地域コミュニティでの地域活動が困難となっている小規模集落等において、市民主体のまちづくりに取り組むことができるよう制度を整備し支援に努めなければならない。
②市は、小規模集落等に居住する市民が、生活していくために必要な商店及び病院等との距離に応じ、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
③前2項に規定する制度に関し、必要な事項は別に定める。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
条文案1項2項ともに、市に頼る形なので、市もする住民もするといった考えから、併せる形でまとめてはどうか。	財政的な援助というよりも、見守り体制が心配である。	小規模集落というのは、今後どこでも起きてくることが一番問題である。	小規模集落の定義付けをどうするか。	小規模集落という言葉は、もともと限界集落という言葉が全国的にでてくる中、大分県ではその言葉自体が良くないとの考えから、小規模集落対策として表現している。
主語に、「住民は」・「小規模集落の住民は」・「集落の組織は」として、それに対して市が支援することができるとしたらどうか。	地域でやろうとしたができない部分もある。その部分だけ市に頼む内容に。	若者がその集落にいるとは限らない。いまでも高齢者だけの集落も実際にある。		小規模集落→高齢化率50パーセント以上の地域
「制度を整備して」とあるが、「できるよう支援に努めなければならない」・「努めるもの」でどうか。	困難な地域があるから支援する考えでは市の財政的な支援を増やすことになるので、行政が立ち入るところではない。	これから高齢化は進む。地域でその時代に応じて変えていくことが大事である。	小規模集落等の「等」には何が含まれるのか。	
第1項は、積極的な活動に対する支援。第2項は見守りのような話である。	昔どおり全てできないので、話し合いを通じ工夫し乗り越えられる部分がある。その工夫の追求が十分にされていない。	話し合う工夫すらできない地域が存在してきたので、この条文が必要である。		
	自治会という広い範囲だと市内は数箇所だが、集落として考えるとまだ多くある。			



まとめ

① <自治の基本原則>の項目に、「まず自分でできることは自分でやる、できないことを家族でやり、それでできないことを地域でやる。」を入れ込む。
② ①を入れ込む前提として、しかしそればかりではやっていけない部分がどうしても残るので、やっていけない部分を市民の主体性を第一にし、できないから市が参画するニュアンスで表現し、説明文で謳う。
③ 説明書きの一行目で、「第何条何項で述べたとおり、あくまでこの条例の基本原則は、自分達でできることは自分達でやることが大原則である。しかし、それでもやっていけない地域が現に存在しつつある」その結果、この条文となる。と説明書きで謳う。
④ この条文全体の位置付けを、説明の一行目二行目で明文化して、そのうえで、条文の中身の説明をするようにする。
⑤ <自治の基本原則>、<地域のコミニュティの役割>、<小規模集落等対策>の項目に盛り込む内容の整理が必要である。

第15回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「子どもの健全育成及び権利」

条例案
①市及び市民は、子どもが将来の市を担う大事な存在であることを認識し、安全の確保や歴史等の教育の充実を図り、子どもの健全育成に努めるものとする。
②子どもは、年齢にふさわしい範囲でまちづくりに参加する権利を有するものとする。
③市は、まちづくりに関する子どもの意見を参考にすることができるよう、仕組みの整備に努めるものとする。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
条文案の①はまちづくりの理念とかに入り込んでいくような内容ではないか。	年齢の定義が重要になるのは、定義次第で話が違ってくる。	説明文の、「年齢に応じたまちづくり参加権を有する」ことを明らかにするべきです。	子どもの年齢の定義の必要性というのは、住民投票との絡みということか。	住民投票との関係までは考えていない。
1 項の「市及び市民は」というところには、「事業者や地域コミュニティ」など子ども見守り、子ども健全育成に努めるものとする書き方でどうか。	住民投票権を1 8 歳以上に与えているのは、「子ども」は住民投票権はないけど、さまざまな権利として何らかの機会を与えている。	参政権という言葉は、一般的に政治に参加する権利で、その中核に選挙権、被選挙権がある。しかし参政権イコール選挙権ではない。	わざわざ年齢を入れるということは、いったい何を意味するのか。	奥州市については、自治基本条例の制定と同じく住民投票条例を制定している。その中の投票資格者で、満1 8 歳以上としているので。
子ども見守り、子ども健全育成を入れ込むのであるなら、2 項、3 項が先にきて、その次に今の1 項が来る形。	子どもに権利を与えてしまうと、勝手なことを言い、秩序が混乱するイメージがある。だからイメージの延長線上に子どもに権利を与えることはしたくないという発想で、子どもに関する条文は入れるべきではない意見が多くある。	「まちづくり参加権」が当然参政権の一つだと考えるべき。	本来入れる必要はないのですが、敢えて入れている理由がわからない。	
年齢についての記述は、「年齢に応じて」、「年齢にふさわしい」が良いのでは。	この条例の意義として、住みよいまちづくりの観点からすると、子どもの年齢を入れる必要はない。	廣瀬淡窓の話で教育の中で歴史を学ぶことの大切さを自治基本条例に盛り込んでみてはどうかという話もあった。		
この条文案のような書き方をすると、投票権は与えない意味になるので、ふさわしくない。	この会議では、子どもというのは地域の宝であり、地域を担っていく大事な存在から、そこに権利などをきちんと明記しておくべきだという議論だった。	説明欄の最初に、世代間交流の話と、廣瀬淡窓の話が一緒になっている。話が結びつかないので、分けた方がいい 世代間交流イコール学校教育とはいえない。		
2 項、3 項を先にし、1 項を最後に回すのであれば、権利を先に書くことになるので、この項目の名称も考え直すべき。	奥州市は、「満1 8 歳未満の市民をいう」としている。	廣瀬淡窓の教えの中で、現代に通じるものをきちんと活かし、それを盛り込んでいければいいのではないか。		
一般的には、権利を先に書いて、その為の環境整備を書く順番。	北九州市は年齢について書いていない。			
廣瀬淡窓の話は、入れるのであれば前文。				

↓ まとめ

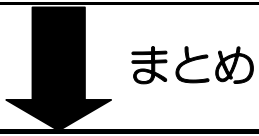
① 全体の構成として、基本的権利が最初に来て、健全育成をするという論理的循環になる。「子どもの健全育成及び権利」というタイトルの順序も、条文の並びと併せて逆にするべき。
② 1項は、「市及び市民」だけではなく、「事業者とかコミュニティ」も主語に入ってくる必要性がある。また、「市と市民」が並んでいるが分けた方がよい。内容が意図とずれているので修正し、最後に謳う。
③ 2項については、「年齢にふさわしい範囲」という表現では範囲が限定化するので、「年齢に応じて」などの修正する。
④ 3項については、子どもの主体性、権利制を全面にだし、意見を表明できるような整備、それにふさわしい環境を整備するなどの条文にする。
⑤ 説明文について、まず順序を変える。世代間交流の話と、廣瀬淡窓の話に分ける。
⑥ 「まちづくり参加権」の説明について、参政権の言葉使いがやや不正確なので修正をする。

第15回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「市長の責務」

条例案
①市長は、市民の信託に応え、市の代表者として市民との対話を重視し、公正かつ誠実に市政を運営しなければならない。
②市長は、市の将来像を明らかにするとともに、行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び世代間の負担の公平化が図られるよう努めなければならない。
③市長は、市民への説明責任を果たさなければならない。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
今の条文案は、概ね書かれていることはよいが、論点が抑えきれていない。	主な論点は、首長の行うべきことや、統率力指導力などが書かれ、また多選禁止をどうするか。	人材育成、人事政策などを入れ込むと後々役に立つ。自治基本条例で市長の責務として、尊重する意味が入るといい。	市として、市長の定義のようなものはないのでしょうか。もし市が決めているのがあれば、照らし併せる必要がある。	市として特に定めたものはない。
市民への説明責任を果たさなければならないとある、開かれた部分として考えればいいかもしれないが、条例に載せなくてもいいのではないか。	このワーキンググループでも「たらいまわし」の意見も出ているので盛り込んでもいい。	ワーキンググループでこれだけの意見が出たということも、是非入れておいたほうがいい。		地方自治法には、権限などを書いており、地方公共団体の長は、統括する地区を代表するとか、事務を管理し執行するなどは規定していますが、「こうあるべきだ」とかは書いていません。
説明責任を果たすのは当然だから、条文案の1項に含まれる。	多選自粛を入れてしまうと制約してしまうことになるので、具体的な制度の方向性を規定することは謳わない方がいい。	あまり公平ということを、ここで謳ってしまうと、小規模集落等の項目にも関係してくる。	「行政サービスを受ける市民間の負担の適正化及び世代間の負担の公平化」政策を縛るようなことは入れない方がよいといいましたが、特に問題ない認識でよいか。	
市長の説明責任の部分を「わかりやすい説明をする」表現を入れるべき。	職員として働く中で、「これはどうにかしないとおかしいので改善する」というときの手掛かりを、市長の責務とかに入れ込んでいくべき。	法律的な事を、作る場合に主観の違い、理解の違いで、いろいろな立場がとれるような文言は入れるべきではない。	信託と負託は法律的にどうなんでしょうか。	信託は、あくまで我々が制度を作るとき、一定の社会契約を作り、自分たちの在任期間に制度を作ること。 信託した期間に対して、一定の思いを負託するとなる。 信託はあくまで、社会契約に基づくことを表明すること。
説明責任というのは相手が理解しないと意味がない、伝わらないと意味がないので、わかりやすい説明責任、わかりやすい言葉を入れる。	三鷹市、「市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない」というもの。	函館市の場合第3項で、「地域の魅力を高め、積極的に発信しなければならない」。市長は対外的な交渉とか、外にアピールするイメージをだしている。		
条文案の信託に応えというにはおかしいのでは。あくまで立場、地位は信託に「域」しているが、条例案は市民の負託になる。	鳥取市、第3項で「人材育成をする」と強調。第4項で、「連携及び調整を図り、総合的な行政サービスの提供に努めます」というところ。縦割り行政を改善することを市長の責務としてあえて明記している。	阿賀野市、「市民参画の機会の保障を明記している」。		



まとめ

① 条文案の1項については基本的によいが、「市民の負託に応え、若しくは、その地位が市民の信託によるものであると自覚しながら、市民の負託に応える」と信託と負託の表現を両方使うのもよい。
② 条文案2項の公平性というよりも、函館市の第2項を参考にする形で謳う。
③ 条文案3項については、説明責任を果たす方法とし「わかりやすい言葉」の表現を入れる。また、セクショナリズムの問題と、人材育成、人事政策等々について、適切にを条文を加える。
④ 説明文についても修正をする。

第15・16回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「職員の責務」

条例案
①市の職員は、市民全体のために働く者としての認識を持ち、法令等遵守し、職務に必要な知識と能力の向上に努め、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。
②市の職員は、創意をもって市民からの意見や課題等の解決に取り組まなければならない。
③市の職員は、自らも地域コミュニティの一員であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
第1項には「職務上のレベルアップ」という視点と「職務の遂行」との2つの内容が混ざって分かりにくい。	「職員は自ら課題解決に取り組む」ということをく職員の責務＞に盛り込むことは、それくらいの気概を持ってやらないといけない。	市職員に期待することや、職員のおかしいという事の裏返しを書き込むことになる	「市民からのきちんとした提案には取り組まないといけないが、理不尽な提案は断る」内容について条文としての表現が難しく差し替えには反映していない。	他自治体にある「口利き禁止条例」を参考にするとよい。（次回資料提出）
「職務に必要な知識と能力の向上に努める」という条文は独立さ、第4項を新たに設けて分けた方がいい	1項、2項とも、日田市職員倫理条例や職員服務規程と重なる部分があるのでは。敢えて自治基本条例に謳わなくてもいいのでは。	服務規程などと重なる部分が、条例に書くということは対外的に知らせ効果がある。		
第2項は、「創意をもって解決に取り組む」と書いているが、文脈からしても分かりにくい。「創意をもって」は、職員が自ら課題を考え解決していくとがポイントとなる言葉なので分かりやすい条文に。	既にある条例、規程などには市長に対して服務宣誓をしないといけないと書かれている。既にあるものが蔑ろにされるなら、条例に書き込んでも実効性がないのでは。	自治基本条例は罰則があるわけではないので、常に市民側から蔑ろにならないようにする。		
	既存の条例等に基づいて自治基本条例の内容が考えられるというのは逆ではないか。	「市民全体のために働く者として認識をもつ」との表現がいいのか、「市民本位」、「市民自治」などの言葉を入れ、あくまでも市民が主人公で市民と共にやっていく事を入れ込んだほうがいいのか。		
	「自らも地域社会の一員であることを自覚し」ということは、自治体の職員の事を表している。職員が市民の一員に入らないことになる。	職員である前に市民であるという自覚を持つというのは職員の部分。		
	薩摩川内市、職員は「自己研鑽をする」。市民の活動をバックアップするといことで「まちづくりの支援」を書いている。	越前市、市民自治の本質を理解してということ。市民との信頼関係づくりに努めるなどが特徴。この市民との信頼関係づくりの部分がどこの自治体も表現として弱い。		
	四国中央市、「自己研鑽と職務遂行で創意工夫をします」が特徴	岸和田市、「市民本位」という言い方が特徴		



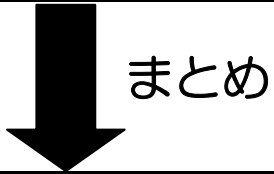
① 職員服務規程など関連する条例があり職員としても身近なものだが、自治基本条例の中であらためて書き込むことにも十分意味があるので謳う。
② 2項目での、職員の自己研鑽にあたる部分を分けて、4項目を新たに作り謳う。
③ 2項目については、「創意をもって」とした場合は、市民の意見より自分達の意見が優先する形になるので、対応と取り組みを分けて謳うようにする。
④ 説明欄に地域コミュニティに重要な役割を果たしうる、潜在性を秘めているし期待されているということを追加。

第16回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議での意見等

「参画と協働の推進」

条例案
①市民及び市は、お互いに対等な立場で、相互理解を深めるとともに信頼関係の下に、協働してまちづくりを進めるよう努めなければならない。
②市は、計画や政策の立案段階から、市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならない。

条例案に対する意見	項目に対する意見		疑問点	疑問点の説明
行政が支援するという内容が抜けている。1項の担保として、行政が市民の活動を支援する内容を追加した方が良い。	説明で、行政が押し付けでやらせない、積極的に何かをしていく団体に対しては、尊重し必要なバックアップをする内容の記載を。	石狩市の条例がよい。「主体的に活動する市民に対しては支援する」ということがポイント。	行政が支援するという視点が抜けているのはどのような理由からか。	協働してまちづくりを進めるよう努めなければならないの表現で、行政が支援するという視点もカバーできると考えた。
行政がやるべきことが住民に押し付けられている」とことと、「やらなくてよいことまで、行政がやっている」という議論を踏まえ、対等な立場で取り組んでいく内容で書いている。	行政側としては、ある程度ふるいにかかけ、言葉尻を捉えられるようなことにならないか気になる。義務的な表現は、気をつけなければ。	各論的な記述は難しいが、行政側の裁量の部分に頼らなくていいような文言にすべきではないか。	「支援するものとする、支援しなければならない」とすると、それを根拠に傍若無人な要求が来る可能性も否定できない。「支援に努めるものとする、支援できる」とすると、行政としてありがたい協働では支援するが、行政に対して厳しい内容の協働には支援しないと恣意的な判断、裁量的な行動が生じてしまうが。	助成要件に該当しなければ支援できないケースもある。「支援することができる、支援を行うことができる」となり、場合によっては、「支援できないこともある」と考える。
「対等」との表現方法が適切なのか？協働する市民」と「市」との関係を考えるべき。	この項の考えからすると、自治基本条例に書き込んだ場合は、助成要綱自体を見直していくということになる。	行政の判断が正しいのかを考えるような仕組みをつくる。仕組みづくりにつながるような説明を加える。第三者機関的なものを設け、客観的に判断し、場合によってはもう少し支援するや、支援は必要ない判断などを。	何に対する参画で何に対する協働なのかというのがわからなくて、そこをきちんと謳った方がいいのでは。	
	差し替え前の第3項を戻しては。文末の表現をどのように変えるかが問題だが、市としての協働に関する意思の表明としてはよい。		「推進」という言葉は必要か。推進という言葉になると、市からの一方的な推進につながる印象を受ける。	「参画と協働」を分けた方がよい。参画は、市政全般に。「推進」は、行政側から「協働しなさい」と見えてしまうので。



① 参画と協働を。参画は市政全般、協働はまちづくりの内容で分けて考える。
② 推進という言葉は原則という言葉に変える。
③ 行政が市民の活動を支援する内容を追加する。
④ 「対等」との表現方法を、協働する市民」と「市」との関係を考え表現する。